

仕 様 書

1 概 要

(1) 適用範囲

本仕様書は、釧路広域連合清掃工場非バイオマス分余剰電力の売却について適用する。

(2) 件 名 釧路広域連合清掃工場非バイオマス分余剰電力売却

(3) 供給場所 釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場

(4) 業 種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備 最大出力 4,600kW

(6) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給方式 常用1回線

ウ 標準電圧 60,000V

エ 標準周波数 50Hz

オ 供給最大電力 2,650kW（直近3ヶ年の実績値）

(7) 認定発電設備の区分等

本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第6条に規定される認定発電設備である。

ア 設備名称 釧路広域連合清掃工場発電所

イ 設備ID R000100A01

ウ 発電事業者名 釧路広域連合

エ 設備区分 バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

オ 認定日 平成25年2月25日

カ 調達期間 令和8年7月31日まで（161月）

(8) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力ネットワーク株式会社の高山支線より引き込む釧路広域連合（以下「甲」という。）所有のGISブッシング接続点

2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 予定年間売却電力量 3,080,000kWh（非バイオマス発電電力量）

(3) 供給期間 令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで

(4) 予定最大送電電力 2,650kW

(5) 予定非バイオマス比率 44%（直近3ヶ年の実績値）

(6) 売却電力区分等

売却電力区分等は次のとおり。

売却電力区分	予定電力量
(参考：バイオマス発電電力)	(3,920,000 kWh)
非バイオマス発電電力	3,080,000 kWh
合 計	7,000,000 kWh

(注) 予定売却電力量に予定バイオマス比率を乗じた値をバイオマス発電電力量とし、予定売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量を非バイオマス発電電力量とした。

3 売却電力量の計量等

- (1) 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して、乙が行うものとする。
- (2) 計量日時は甲、乙が協議のうえ、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。
- (3) 毎月の売却電力量の算定期間は、前月の1日から末日までの期間とする。
- (4) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

4 売却電力量の区分

- (1) バイオマス発電電力量は、各月の売却電力量に当該月のバイオマス比率を乗じて算定する。(1kWh未満の端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。)
- (2) 非バイオマス発電電力量は、売却電力量からバイオマス発電電力量を減じた電力量とする。

5 電力料金の算定

- (1) 非バイオマス発電に係る電力料金は、一般送配電事業者から乙へ通知される非バイオマス発電電力量に非バイオマスに相当する契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)を乗じて算定する。(その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)
- (2) 乙は、甲に対して、上記(1)の非バイオマスに相当する電力料金を支払う。

6 電力料金の支払い

甲は、5により算定された当該月分の電力料金を乙に請求し、乙は請求書を受領した日の属する月の末日まで(その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)に支払うものとする。

7 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 売却電力量の増減

売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、甲は予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 契約単価の変更

契約を締結した後において、法令の改正、甲の発電事情の変化等により契約単価を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ契約単価を変更することができる。

(4) 託送供給契約

ア 余剰電力の受給のために別途乙と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

イ 甲は発電者として、一般送配電事業者の託送供給契約を遵守する。

ウ 接続検討の申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が託送供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

エ 託送供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(5) 発電量調整供給契約

ア 乙はF I Tインバランス特例制度を適用した電気事業法、再エネ特措法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランシンググループ又は特例発電バランシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。

イ 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。また、計画値同時同量が課される場合は、乙の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合、インバランス料金の負担は乙が負うものとする。

(6) 情報伝送装置の設置

ア 甲の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝送装置(以下「伝送装置」という。)を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ 伝送装置の設置場所は、甲、乙協議の上、場所を選定し甲が提供する。

ウ 乙が所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(7) 改正F I T法について

改正F I T法に伴い、F I T電気は本契約とは別途で一般送配電事業者(北海道電力ネットワーク株式会社)へ売却し、本契約はF I T電気以外の売却とする。

(8) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、甲、乙協議により定めるものとする。

(9) 添付資料

- ・平成30・令和元年度 釧路広域連合清掃工場売却電力量（実績）
- ・令和2・3年度 釧路広域連合清掃工場売却電力量（予定）
- ・釧路広域連合清掃工場バイオマス比率（実績：平成29年度～令和元年度）
- ・令和3年度 釧路広域連合清掃工場運転計画（案）
- ・余剰電力売却契約書（案）